平成２３年（フ）第９４３６号
東京都大田区田園調布１丁目35―13―205
破産者　田村　　剛
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４０号
静岡県沼津市西添町13番地の８
破産者　株式会社サネッセ
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
秋田市飯島字薬師田55番地の７
破産者　株式会社レントオール秋田
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１４号
茨城県日立市諏訪町1100番地の２
破産者　株式会社山田土建
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２１７号
茨城県日立市諏訪町２丁目１番26号
破産者　三建興産有限会社
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１４８号
埼玉県川口市差間１丁目９番21号
破産者　株式会社ストーヴ
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８０７号
東京都台東区浅草橋３丁目17番７号
破産者　有限会社字典舎
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８６５号
埼玉県新座市東１丁目10番７号
破産者　有限会社エーシー設備
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２３５号
千葉県柏市豊四季343番地13　ブラウンヒルズ101号
破産者　高原　伸一
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６６５号
千葉県松戸市八ケ崎７丁目27番地の１　メゾンユウーエ305号
破産者　アルカラド　ラシェル　ダイアン　タグレ
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２９６号
千葉県松戸市五香西２丁目19番地の11　グリーンハイツ皆川201号
破産者　根布谷敦史
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１５２３６号
東京都港区港南５丁目１番53号
破産者　ｉｐ20株式会社
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２１９８号
東京都足立区花畑８丁目４―10―412
破産者　大浦　宗雄
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８０５号
東京都荒川区西日暮里１丁目７番２号
破産者　有限会社クレアール
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９１８号
東京都新宿区三栄町８番地
破産者　宣伝機構株式会社
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９１９号
神奈川県横浜市鶴見区東寺尾中台31―27
破産者　佐野　繁夫
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９４２号
東京都品川区豊町５－２―20ニッポーホームズ102号室、商業登記簿上の本店所在地東京都港区芝３丁目17番12号
破産者　株式会社イメージコミュニケーションズインターナショナル
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５１０号
東京都港区六本木３丁目１番27号237
破産者　株式会社ビジョン・パートナーズ
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５１１号
神奈川県川崎市宮前区平４丁目２―11―307
破産者　吉田　俊明
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８６号
横浜市金沢区六浦５丁目17番15号
破産者　株式会社シーアイテクノ
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１号
東京都世田谷区北沢２丁目６番５号
破産者　有限会社ジェイクリエーション
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２０号
大阪府大阪市城東区諏訪１丁目14番13号
破産者　有限会社小坂鉄工所
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第９９０２号
大阪市中央区南本町１丁目３番14号ＨＰ本町ビル
破産者　株式会社ｇ２
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部